

自動車交換契約書（案）

契 約 名 佐世保海事事務所 官用車交換契約
交換物件 別添仕様書のとおり
納入場所 別添仕様書のとおり
履行期限 別添仕様書のとおり

上記物件を交換することについて、支出負担行為担当官 九州運輸局長
原田 修吾を発注者とし、 を受注者として、下記条項に
より契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 発注者、受注者の両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生ずる権利を譲渡してはならない。

（契約保証金）

第 3 条 本契約における契約保証金は免除とする。

（契約金額）

第 4 条 本契約の交換物件の評価は別紙の金額とし、発注者は受注者にその
差額 円（消費税を含む）を支払うものとする。

（検査）

第 5 条 受注者は、交換物件を納入しようとするときは、納品書を添えてその旨
を発注者に申し出るものとする。発注者は申し出を受けてから 10 日以内に
検査を行うものとする。

2. 前項の検査執行にあたっては、受注者は全面的に協力しなければならない。

3. 第 1 項の検査には受注者も立ち会わなければならない。ただし、受注者が立ち会わないときは、発注者は単独に検査を執行し、その結果を受注者に通告するものとする。

4. 前項の通告に対しては、受注者は不服を述べることができない。

（納入費用の分担）

第 6 条 納入に要する費用及び検査のための消耗、破損等の損失は総て受注者の
負担とする。

(契約物件の納入)

第7条 受注者による交換物件の引渡は、発注者が合格品と認め、検査を終了したときをもって完了する。

2. 物件を引渡し前に亡失、き損した場合の損害は全て受注者の負担とする。

(検査不合格の場合)

第8条 納入物件の検査の結果、合格しなかった場合は、受注者は直ちに当該物件を引き取り、その代品を発注者の指定した日時までに納入するものとする。

2. 前項の代品を納入する場合においては、本契約の諸条件を準用する。

(契約不適合責任)

第9条 発注者から受注者に引き渡す物件は、受注者の交換物件の検査の終了後、評価当時の現状有姿のまま引き渡すものとし、受注者は直ちにこれを確認のうえ引き取るものとする。

2. 前項の交換が終了した後において、発注者の交換物件に契約に適合しない事項を発見しても受注者は異議を申し立てることができない。

(製品保証)

第10条 受注者は納入物件に契約の内容に適合しない重大な事項があった場合は直ちに代品を納入しなければならない。

(代金の支払)

第11条 代金は、検査終了後、発注者が受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 発注者は、第11条に定めた約定期間内に契約物品の代金を受注者に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

但し、約定期間内に支払をしないことが、天災地変等甲の責に帰さない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第13条 受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

2. 前項の違約金は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対して、年3.0%の割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(解約)

第15条 発注者は次の各号の1に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が解約を申し出たとき。

(2) 所定の期間内又は期限経過後相当の期間内に納品する見込みがない

ことが明らかになったとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 納入物件が不合格となったとき。

(5) 前各号のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

(6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり若しくは居所が不明となったとき。

2. 前項第1号から第5号までの場合において、受注者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

ただし、第1号の場合において受注者の責に帰さない事由があるときはこれを徴収しない。

(発注者の都合による解約)

第16条 発注者は前条に定めた場合を除くほか、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は確証あるものに限り実費を標準としてその損害を補償するものとする

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除

く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(その他)

第 18 条 本契約に定めのない事項及び発注者、受注者間に紛争を生じた場合は、発注者、受注者で協議してこれを解決する。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各 1 通をそれぞれ保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 1 番 1 号
支出負担行為担当官
九州運輸局長 原田 修吾

受注者

別 紙

(イ) 受注者より引き渡す自動車

自動車名	数量	金額	引渡場所	引渡期限
	台	円	佐世保海事 事務所	令和 7 年 11 月 28 日
総 計		円		(消費税込み)

(ロ) 発注者より引き渡す自動車

車種・型式名 取得年月日	数量	金額	引渡場所	引渡期限
ホンダ ストリーム 車台番号 RN6-1079374 平成 20 年 6 月登録	1 台	円	佐世保海事 事務所	令和 7 年 11 月 28 日

(ハ) 発注者より受注者へ別途支払うもの

自動車損害賠償責任保険	1 式	円		
自動車重量税	1 式	円		
リサイクル料	1 式	円		
総 計		円		